

戦後のあんこう網漁業の展開

片岡千賀之

Development of Stownet on Anchor Fishery after the World War

Chikashi KATAOKA

This paper is continued from the "Development of stownet on anchor fishery ; its establishment in Ariake Sound and fishing to the colonized Korea Sea" in the last number of this bulletin and covers its development after the World War .

Despite losing the Korea Sea as a fishing area after the war, stownet on anchor fishery as a kind of set-net to catch fish moving on tidal currents had been devised reaching a developmental peak in the 1950s. The reasons besides early motorization used to increase freshness were recovery of fish stock, social factors involving demand for food, high-inflation, and a lack of employment opportunities. With the post war fisheries reform, offshore Ariake Sound was divided into the surrounding four prefectures which caused serious conflict between those claiming territorial fishing rights. Meanwhile fishing had continued to operate in the form of mutual entrance or unofficial agreements.

During the period of high economic growth beginning in 1960, stownet on anchor fishery had rapidly declined as a result of over-fishing, and evolved into the more profitable laver culture which has been newly established, requiring less labor.

At present, stownet on anchor fishery exists only sporadically and is not of industrial importance. However this form of fishery has taken root as a side job of laver culture because of its compatibility with available boats and labor.

This fishery has been reevaluated as being labor-saving and as being an energy-saving fishing method, but its management is not foreseeable due to local marketability of indigenous species and low level of fish stock.

It has transformed little during the past 60 years following the war in terms of gear structure, fishing scale, fishing method, fishing ground, and target species, with the exception of changes in the materials of the gear and increased horsepower.

Key Words: あんこう網漁業 Stownet on anchor fishery, 有明海 Ariake Sound

はじめに

本稿は、本誌前号に掲載された拙稿「あんこう網漁業の発達 - 有明海での生成と朝鮮海出漁 -」の続編で、第二次世界大戦後の展開過程を扱う。

あんこう網は、戦前は有明海の漁業、朝鮮海出漁を代表する漁業として栄えたが、戦後は朝鮮海出漁をなくしたものの、資源の回復、食糧難、インフレの亢進、就業難という背景から、有明海において短期間で復活した。しかし、高度経済成長とともに、1950年代後半から資源の乱獲、ノリ養殖業の勃興による転業、労働力不足で急速に衰え、産業的重要性を失っていく。現在、有明海で操業しているあんこう網は10統余で、経営体のほとんどがノリ養殖との兼業である。

本稿はこうした戦後の展開を対象とするので、1950年代の10年間は中心となる。終戦直後の5年間ほどは資料が得られず、反対に最盛期を過ぎると資料が断片的になるので、論考というより記録集に近いものになる。資料の空白を埋めるも

のとして、あんこう網漁業を経験したか、現在営んでいる人の聞き書きを添えた。

章別構成として、最初に有明海4県の概況に触れ、次いで各県別のあんこう網の状況を述べる。最後に漁業者からの聞き書きという3部構成をとる。

なお、日本人の朝鮮海出漁によって発展した韓国のあんこう網漁業は、1960年代に技術が確立し、政策的支援もあって、1970年代には漁船の大型化（漁場の拡大）、使用漁具の複数化で急成長を遂げた。そして、1980年代には30万トンに迫る漁獲量をあげ、沖合漁業の代表業種の1つになった。しかし、その後は資源の減少、漁獲競合の激化で減船、減産が続いている。停滞が続く日本のあんこう網とは、漁業の展開が違うし、漁場（有明海と黄海・東シナ海）、漁業規模（漁船3～10トン - 漁具1統 - 3～4人乗りと漁船80～100トン - 漁具3～4統 - 8～10人乗り）が全く異なっている¹⁾。

1. 有明海4県のあんこう網漁業

1) 漁業権免許と漁業許可

あんこう網漁業の制度的位置は、時代によって県によって異なり、いささか複雑である。共同漁業権漁業（第二種）と知事許可漁業の2つの顔を持っている。

表1は、1950年代半ばにおける各県の漁業権漁業としてのあんこう網の種類と対象魚種を示したものである。あんこう網は、福岡県、農林大臣管轄区（農共第1号。福岡県と佐賀県の入会漁場）、佐賀県では網目や対象魚によって、あるいは規模によって区分されている。荒目あんこう網（大あんこう網）は魚類を、エビあんこう網（小あんこう網）はエビ、アミ、シラスを対象とする。

アミあんこう網（小あんこう網、またはアミ張網）は、この表ではあんこう網に含めているが、本稿では錨で袋網を固定するものをあんこう網と定義しているため、除く。あんこう網の漁法上の分類も、定置網、張網、待網と県によって、時代によって異なるが、これも一々解説しない。

長崎県は沖合の漁業権漁場（共有）で、熊本県は沖合（共有）と地先の漁業権漁場の両方であんこう網が免許されている。といっても、長崎県と熊本県の漁業権漁場は地先と沖合の2種類があるが、長崎県の場合は両者が重複し、熊本県の場合は2段構えになっている（重複していない）ので、実際には長崎県も地先の漁業権漁場で操業することができる。あ

んこう網の種類は、長崎県、熊本県の場合も3種類ある。

時期、対象魚種によってあんこう網の種類を使い分けられ、漁場も移動する。大まかには、湾奥部～湾中央部では、幼魚、エビ、アミが、湾中央部～湾口部では魚類が主体となる。対象魚種（漁期、漁場）を絞っていけば、他県との入会関係は少なくなる。

表2は、あんこう網の漁業権免許と許可件数をみたものである。漁業権は、長崎県と熊本県は1951年、福岡県と佐賀県は1952年に免許された²⁾。いずれも第二種共同漁業権のなかにあんこう網を含めている。しかし、1988年の時点では、福岡県、佐賀県、農林水産大臣管轄区では共同漁業権のなかに「あんこう網」はない（第二種には、あんこう網類似の「アミ線子網」、「こうもり網」、「待網」がある）。1970年に共同漁業権から知事許可に移したのである。移行した理由は、後述するように、佐賀県は長崎県と漁場の入会問題で対立しており、県のレベルで入会権を確保するためであったと推測される。ただ、共同漁業権であった時も知事許可漁業並みの扱いがなされていたので、実態的な変更を伴ったわけではない。長崎県や熊本県の第二種共同漁業権漁業にはあんこう網が含まれるが、その他にあんこう網類似の「マエビ張網」、「アミ張網」、「定置あんこう網」も入っている³⁾。このように漁業権免許の方法が有明海4県の間では統一されていない。

知事許可の方をみると、福岡県と佐賀県は1970年以降に知事許可が現れ、熊本県では天草有明海区のみに知事許可があ

表1 有明海4県のあんこう網（漁業権漁業）の種類名称と対象魚種

<p>【福岡県】 荒目あんこう網（大あんこう網）：ハダラ、コノシロ、エビ、グチ、イカ、タイ、 タチウオ、カレイ エビあんこう網（小あんこう網）：シラス、エビ、アミ、エツ アミあんこう網（小あんこう網）：アミ</p>
<p>【農林大臣管轄海域、農共第2号】 荒目あんこう網（大あんこう網）：ハダラ、コノシロ、コチ、エビ、グチ、イカ エビあんこう網（小あんこう網）：シラス、エビ、アミ、エツ アミあんこう網（アミ張網）：アミ、シラウオ</p>
<p>【佐賀県】 荒目あんこう網：タイ、グチ、タチウオ、カレイ、クチゾコ、イカ エビあんこう網：エビ、アミ、ワラスボ アミ張網：アミ</p>
<p>【長崎県】沖合の南共第38号（後の南共第39号） 大あんこう網：エビ、アミ、雑魚</p>
<p>【熊本県】 沖合の有共第19号あんこう網：タチウオ、イカ、タイ、エビ、アミ、クチゾコ、 チリメン、ハダラ 地先あんこう網</p>

注1：周年操業が認められる。

注2：アミ張網も「あんこう網」に含めた。

表2 有明海におけるあんこう網の免許・許可件数

		福岡	佐賀	長崎	熊本	計
第二種 共同漁業権	1950年代					
	1988年	-	-	1	1	2
知事許可	1953年	-	-	185	8	193
	1958年	-	-	131	2	133
	1961年	-	-	125	-	125
	1970年	-	9	151	-	160
	1980年	2	25	129	-	156
	1988年	1	25	129	1	156

資料：『有明海の漁業』（水産庁九州漁業調整事務局・有明海漁業調整協議会，昭和46年3月）26ページ，『有明海の漁業』（九州漁業調整事務所，平成2年12月）41，55ページ，『第67回 有明海連合海区漁業調整委員会議事録』（水産庁九州漁業調整事務所，平成4年1月）26，29ページ，『有明海漁業対策調査報告書』（水産庁調査研究部調査資料課，昭和35年？）75，76ページ。

注：熊本県の知事許可は天草有明の件数。

り，熊本有明海区は漁業権漁業だけである。長崎県は漁業権漁業であるとともに，同時に知事許可になっている。

知事許可件数は福岡県と熊本県（天草有明）は少なく，1970年代以降は1～2件で，長崎県と佐賀県が中心になっている。佐賀県は1970年代半ばには40件ほどあったが，その後25件に落ちている。長崎県が最も多いが，それでも1950年代半ばと比べるとかなり減っている。今日では，あんこう網は衰退して，許可を持っていても操業していないことも多く，漁業の実態を反映していない。

2) あんこう網漁業の入会問題

あんこう網は時期によって対象魚種，漁場を変えるので，漁業権の設定において県境の決め方，入会関係の承認を巡って県同士が対立した（図1参照）。1957年現在の各県のあんこう網の隻数と入会関係を見ると⁴⁾，佐賀県の操業隻数は130隻で，うち福岡県へ49隻，熊本県へ49隻が入漁している。佐賀県が他県に与えている入漁許可はゼロ。長崎県の操業隻数は190隻で，全船が熊本県へ入漁している。一方，他県に与えている入漁許可は熊本県へ45隻である。熊本県の操業隻数は30～50隻で，うち佐賀県へ5隻，長崎県へ10隻が入漁している。他県に与えている入漁許可はゼロ。したがって，入漁隻数は黙認された隻数である。福岡県にはあんこう網は8隻あるが，入漁関係については記されていない。

長崎県と熊本県の間に起こったあんこう網の入漁問題についてみると⁵⁾，熊本県は1951年9月，有共第19号共同漁業権（あんこう網を含む）を免許した。それに対し，長崎県は熊本県にその漁業権の沖だし距離の縮小と入漁権の設定を申し入れた。長崎県のあんこう網が熊本県の漁業権侵犯で捕えられたことがあって，入漁権の申し入れにはあんこう網190隻も含まれている。熊本県の有共第19号は従来の専用漁業権の

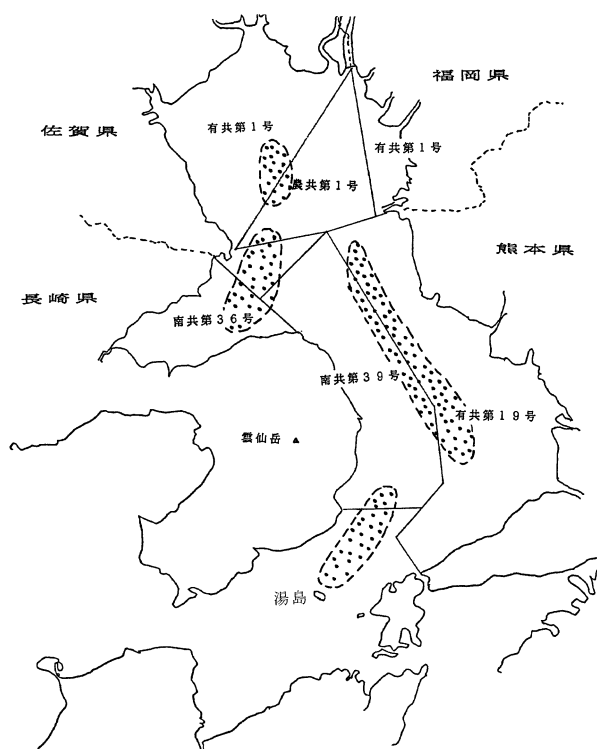


図1 主な共同漁業権漁場（1956年9月切替）とあんこう網の漁場

資料：前掲『第67回 有明海連合海区漁業調整委員会議事録』18ページ，前掲『有明海漁業対策調査報告書』77ページ。

注1：水玉模様の箇所があんこう網の漁場。

2：第一次切替（1951年9月）では長崎県の沖合の共同漁業権がなかった。漁業権番号は，この後，佐賀県，福岡県，農林大臣管轄区は変更ないが，長崎県は南共第92号，南共第81号，南共第38号と変化，熊本県は有共第21号に変わる。

区域を大幅に広げた（有明海の中央まで拡大）ものであった。当時，小型底曳網の減船整理が問題になっていて，福岡，佐賀，熊本の3県は全面禁止を決めたが，長崎県は全面禁止はできないとして漸減方針を決めた。熊本県の有共第19号の設定は長崎県の小型底曳網，あんこう網の操業を規制，排除する狙いを秘めていた。その長崎県も1953年7月に有共第19号に接して南共第39号を免許したが，従来の入会水域を失ったため，熊本県に不満を持っていた。この問題は，1963年の第三次漁業権切替にあたって，有明海連合海区漁業調整委員会で諮られ，ようやく1966年3月に長崎県のあんこう網21隻の入漁が認められた（その他の漁業については調整がつかないまま⁶⁾）。

熊本県長洲町沖への長崎県あんこう網の入漁については両県関係者の協議はまともならず，事実入漁が続いていた⁷⁾。1953年10月に入漁契約が交わされ，有共第19号へのあんこう網の入漁区域と隻数を定めた，入漁料は別途協議する，期間は漁業権の存続期間とした。その後，長洲町のあんこう網45隻が長崎県水域へ入漁したが，こちらは黙認されている。1957年頃は長崎県側から50隻程度の入漁があるが，漁獲が減少したため「自由入漁」の状態であった。一方，長洲町のあんこう

網の長崎県・島原沖入漁は、エビの漁獲が減少したためなくなった。1956年9月に第二次漁業権切替が行われたが、入漁契約は更新されていない。

この他、熊本県湯島（離島）近海におけるタチウオ一本釣りとあんこう網の漁業争論については⁹⁾、湯島周辺は有望なタチウオ漁場で、熊本県、長崎県の本一本釣りの入会漁場であるが、1953年春に長崎県のあんこう網が進出した（両県とも沖合の漁業権を設定していない海域）。両者の漁場競合が発生して、1954年6月に協定書を締結した（以下、1年間有効）。

協定書で、あんこう網の操業海域を湯島以北とした。しかし、あんこう網の漁獲がないので、あんこう網は漁場の拡大を求め、一方、一本釣りの方は協定が守られていないと非難した。1955年6月に協定が結ばれ、あんこう網は夜間のみ操業することになった。続く1956年6月の協定でもあんこう網の漁場は湯島以北となっている。1957年6月の協定（1年間延長）では、タチウオの漁獲が少なくなり、紛争もなくなってきた。1958年6月にも1年間延長した。

つまり、長崎県と熊本県はあんこう網の入会をめぐる1957年頃まで対立したが、その後は漁獲の減少＝入漁の減少とあんこう網漁業者の転業で、沈静化した。

長崎県と佐賀県の間でもあんこう網の入漁をめぐる紛争が発生した⁹⁾。前述のように、熊本県が従来の専用漁業権の範囲（距岸3,000m）を大幅に越えて有共第19号を設定したので、長崎県も1953年7月に南共第39号を設定した。佐賀県はその水域の一部が従来入会漁場であったことから、長崎県免許の不当性を訴えた。1963年の漁業権切替にあたって、長崎県は従来通り免許して応じなかった。1973年の漁業権切替にあたって、再び論争になり、佐賀県は戦前の専用漁業権の範囲に戻し、入会海域を作ることを主張し、長崎県は20年間共同漁業権を設定してきた、地理的にみてもおかしくはないとして対立し、決着がつかないまま、1973年9月に同一漁場に両県が共同漁業権を免許した。漁業権の重複という事態が出来たのである。長崎県、佐賀県ともに法廷に訴えるなどしたが、裁判所の勧告で1978年1月に和解した。その内容は、

諫早湾沖の重複免許は長崎県のものとするが、特定海域として佐賀県側の入漁を認める。入漁の漁業種類、隻数、期間などは双方の漁民代表からなる協議会で話し合う、というものである。つまり、南共第39号（後の第83号）の北端部分（泉水海＝諫早湾の沖合）を特定海域として入会海域とした。

3) あんこう網の統数と漁獲量

(1) あんこう網の統数と漁獲量

あんこう網の漁場（図1参照）は、長崎県は泉水海入口と南高（南高来郡）沖、熊本県は有共第19号に沿って、佐賀県は泉水海入口とその沖合（農林大臣管轄区にかかる）である。

表3は、1950年代の有明海4県のあんこう網の統数（隻数）、従業者、および漁獲量を示したものである。あんこう網の統数（1954年）は386隻、その従業者は958人で、大半が専業漁業者である。1隻あたりの従業者は平均2.5人で、県別に大きな差があり、統計数値に疑問がある。漁獲高は、1950～52年平均が1,328トン、1953～54年平均が584トンで、大きく落ち込んだ。これは「農薬の流入による被害」とされている。県別にみると、長崎県が最も盛んで、次いで熊本県、佐賀県が並び、福岡県は低位である。ただし、漁具統数と漁獲量との相関は明確ではない。

漁具統数は大きく変動している。1954年、1955年、1957年と比較すると、福岡県は漸減なのに対し、佐賀県は急増、長崎県は大きく変動、熊本県は急減と動向もまちまちである。

「農薬被害」を受けて、漁業転換の希望を調査した結果（1954年末）がある¹⁰⁾。福岡県は刺網への転換、佐賀県はノリ養殖、干拓地への入植や増反が多く、その他にモガイ・アゲマキガイの養殖、外海での北洋漁業、流し網の希望もある。長崎県はワカメ・ノリ養殖や外海での延縄、タコ壺、内海での延縄を希望し、熊本県は転換希望は少ないが、転換希望業種として外海のサバはね釣りがあがっている。業種転換には地域性があり、また当時の有望業種（ノリ養殖、北洋漁業、サバはね釣りなど）をあげている。転換業種として小型底曳網があがっていないのは、過剰漁獲と稚魚に打撃を与える

表3 有明海4県のあんこう網の統数と漁獲量

	あんこう網統数 隻			従業者数 1954年		漁獲量 トン	
	1954	1955	1957	計	専業	1950-52	1953-54
福岡県	11	8	-	11	11	37	13
佐賀県	51	36	130	108	99	339	165
長崎県	203	153	190	700	643	633	392
熊本県	121	38	30-50	139	139	319	14
計	386	235	340-360	958	892	1,328	584

資料：「長崎、佐賀、福岡、熊本四県農薬被害状況各県別調査資料（昭和29年12月末現在）」（水産庁有明海漁業調整事務局）ほか。

して減船整理が行われたからであり、反対にノリ養殖は有望業種であるが、ノリ養殖の希望がない福岡県はあんこう網が少ないうえにあんこう網のある沖端（柳川市）は漁船漁業で鳴らした地区であり、熊本県ではノリ養殖はすでに多くが着業していること、が理由である。

ノリ養殖の発展経過を示しておく、ノリ養殖経営体は高度経済成長とともに急増し、小型底曳網やあんこう網などの漁船漁業の有力な転換業種として、また有明海を代表する漁業（養殖業）として成長をとげている。1952年度、1956年度、1960年度の有明海のノリ養殖経営体数（以下、概数）は、5,300 9,400 14,400世帯と10年足らずの間に3倍になっている。経営体数の動向は県によって異なり、福岡有明は300 2,100 3,200世帯、佐賀有明は0 300 1,000世帯、長崎有明は0 300 1,300世帯となったのに対し、熊本有明は5,000 6,700 9,000世帯と早くから普及していた¹¹⁾。

表4は、1953～60年の有明海4県のあんこう網の漁獲量をみたものである。1953・54年の漁獲量は1,000トンを超えており、前掲表3でみた2年間平均の584トンは非常に低い。とくに主要生産県の長崎県、熊本県で著しく低く、「農薬被害」を過大に見積もったといえそうである。それはさておき、全体の漁獲量は1,200～1,800トンで推移して（1960年は200トンに急落）、衰退しているわけではない。県別では熊本有明と長崎有明が大部分を占め、福岡有明と熊本天草有明はほとんどなく、佐賀有明も少ない。もっとも表3の同一年の漁獲量と比較すると、この表では長崎有明と熊本有明が大きく、佐賀有明が小さくなっているの、確定的なことはいえない。県ごとの漁獲変動は大きく、また県によって漁獲動向が異なっている。

知事許可件数は福岡県、佐賀県、熊本県（熊本有明）についてはない（共同漁業権漁業）が、熊本県（天草有明）の件数は少ないし、1950年代半ばに増え、その後は減少している。長崎県は件数（隻数）が多いが、期間中、190隻から125隻へと大幅に減少した。ただ、許可件数は漁獲量とは関係していない。

(2) あんこう網の対象魚種

次にあんこう網漁獲物の魚種構成をみよう。1953年のあんこう網の漁獲量は1,184トンで、うち魚類が968トン、水産動物が216トンであった。このうち10トン以上の漁獲がある魚種は、多い順に、魚類ではタチウオ、アジ、マダイ、イシモチ、グチ（イシモチとは別に集計されている）、マイワシ、水産動物ではアミ、シバエビ、「その他のイカ」である。魚類でも水産動物でも種類は非常に多く、上記にあげた魚種の漁獲量は全体の半分程度である¹²⁾。

表5は、1954年のあんこう網の県別魚種別漁獲量をみたものである。魚類と水産動物に分けると、湾奥部に位置する福岡有明や佐賀有明は水産動物の割合が比較的高く、湾中部～湾口部に位置する熊本有明や長崎有明は魚類の割合が高い。熊本天草有明は魚類だけである。入漁関係などがあって、地理と魚種構成とは厳密には対応しないが、有明海の北部（湾奥部）と南部（湾口部）では生物相の違いは歴然としている。漁期は漁獲量が多い熊本有明や長崎有明ではほぼ周年となっている。

魚類で多いのは、カタクチイワシ、シラス、アジ、タチウオ、イカナゴ、イシモチ（グチ）、ウシノシタ（クチゾコ、クツゾコ）など、水産動物ではシバエビ、「その他エビ」、イカ類などとなっている。

福岡有明では主にアミが漁獲される。アミの漁獲では福岡有明が最も多い。佐賀有明は、魚類では「その他魚類」、アジの他に、ウシノシタ、イシモチがあり、水産動物ではシバエビが圧倒的な割合を占める。熊本有明は、「その他魚類」が大部分を占めるが、内湾性、沖合性の多様な魚種が混じる。水産動物では「その他エビ」が圧倒的であるが、シバエビの項目がないので、それを含んでいると思われる。天草有明は水産動物はなく、魚類ではタチウオが主である。長崎有明は、魚類ではタチウオが最も多く、「その他魚類」に続いて、シラス、イカナゴがあがっている（他県にはこの魚種の項目がない）。さらにアジ、マダイといった沖合性の魚種も名を連ねる。水産動物ではシバエビや「その他エビ」が量産される

表4 有明海におけるあんこう網漁獲量と知事許可件数の推移
トン、隻

	福岡有明	佐賀有明	熊本有明	熊本天草有明	長崎有明	合計	知事許可件数	
							熊本県	長崎県
1953年	7	61	583	-	534	1,185	3	185
1954年	6	126	497	31	842	1,502	5	185
1955年	1	57	596	-	1,206	1,860	16	131
1956年	0	94	481	0	745	1,320	9	131
1957年	1	130	1,356	1	373	1,861	-	-
1958年	1	95	272	-	822	1,190	2	131
1959年	113	62	182	-	1,511	1,868	-	-
1960年	-	81	40	-	90	219	1	125

資料：水産庁有明海漁業調整事務局『有明海水産要報』（昭和34年3月）73～79、194～351ページ、及び水産庁有明海漁業調整事務局資料
注：熊本県の知事許可は天草有明の件数。

表5 あんこう網の魚種別漁獲量 (1954年)

トン					
	福岡有明	佐賀有明	熊本有明	天草有明	長崎有明
計	6	126	497	31	842
魚類計	2	70 その他魚 アジ	418 その他魚 タチウオ	31 タチウオ その他魚	796 タチウオ その他魚 シラス イカナゴ
水産動物計	4 アミ	55 シバエビ アカエビ	79 その他エビ その他イカ	-	46 その他エビ シバエビ

資料：前掲『有明海水産要報』256、267ページ。

が、アミの漁獲は少ない。また、イカ類（コウイカ、その他イカ）の漁獲が比較的多い。魚種別統計も有明海4県で統一されておらず、厳密な比較はできない。

4) 操業形態

あんこう網は、最盛期の1950年代を過ぎると、経営体が減少する一方、残った経営体も資源の減少などで、各種漁業と組合わせるようになった。1962年の事例調査によると¹⁵⁾、長崎県湯江（有明町）では潜水器（1～2月）、カニかご・タコつぼ（5月～9月上旬）などと組み合わせ、イカナゴあんこう網（3～4月）、あんこう網（7月下旬～12月）が配置されている。

大三東（有明町）ではノリ養殖と、島原では各種網漁業の1つとしてあんこう網やアミあんこう網がある。熊本県長洲町のあんこう網は1～7月、9～10月に行い、夏は一本釣り、三角網、採貝、冬はノリ養殖と組み合わせている。1960年頃にはノリ養殖が普及しており、あんこう網の操業もそれに規定されている。

有明海の過剰操業、資源の減少で、豪雨水害（1957年7月の諫早水害、死者・行方不明者539人を出した）をきっかけに再び漁業転換が叫ばれた¹⁴⁾。漁業転換希望を募ったところ、有明海4県で6,883人に上った。このうちあんこう網から他の網漁業への転換を希望する者は、佐賀県7隻、長崎県59隻（うち18隻はあんこう網の大型化を希望）で、福岡県、熊本県はない。あんこう網から釣りへの転換希望は4県ともない。浅海養殖への転換希望は福岡県4隻、佐賀県35隻、長崎県61隻で、熊本県はなし、となっている。高度経済成長政策によって、脱漁業と収益性の高い浅海養殖（ノリ養殖）への転換が急速に進展していった。とくに、水害が著しく、ノリ養殖の発展が遅れた佐賀県、長崎県でノリ養殖への転換希望が多かった。

2. 熊本県のあんこう網漁業

1) 許可と漁獲動向

表6は、熊本県のあんこう網の許可件数を示したものである。熊本県では共同漁業権第二種に「アミ張網」、「あんこう

表6 熊本県あんこう網の知事許可件数と漁獲量

許可数	有明海	天草	不知火海	計	備考
1955年	-	12	4	16	
57年	-	10	3	13	
62年	-	9	-	9	
64年	-	3	-	3	
65年	-	3	-	3	
67年	-	-	-	-	長崎県入漁20隻
隻数と漁獲量	統数	うち熊本有明	漁獲量トン	うち魚類	うち水産動物
1956年	48	37	494	402	91
57年	44	34	1,361	1,314	45
59年	44	35	212	164	48
60年	29	26	43	36	7
61年	33	29	926	867	59
62年	33	28	454	422	32

資料：上段は各年版『熊本県の水産』、下段は各年次『熊本県農林水産統計年報』。

注：1955年の第二種共同漁業権のあんこう網は有明海区4件、不知火海区2件。

網」があり、有明海区と不知火海区で免許されている。知事許可（1955～67年）は有明海区にはなく、天草海区が主で、不知火海区にも若干あったが、1960年代に激減してなくなった。近年の知事許可件数は、1993年、1998年、2003年のいずれも1件である¹⁵⁾。

あんこう網の統数と漁獲量（1956～62年）に戻ると、1950年代半ば以降、統数は48隻から33隻に減少した。大多数が有明海区にあり、有明海区のすべてが長洲漁協¹⁶⁾に集中している。その他の海区は、天草有明、天草東、不知火海区であったが、この期間中に減少して、天草東海区だけとなった。漁獲量の年次変動は大きい。とくに漁獲量の大半を占める魚

類で大きい。主な対象魚種は、シラス (変動が大きい, 3~5月), キビナゴ (突出する年がある。漁期は夏以外), シログチ (漁獲は安定, 漁期は周年だが冬場は少ない), イカナゴ, タチウオなど。内湾性, 沿岸性の魚種を地先沖で漁獲するので, 長崎有明に比べて沖合性の魚の割合が低い。水産動物はアミ (8~10月), シバエビ, 「その他イカ」が主となっている。

月別の操業をみると, 夏と冬は出漁と漁獲量が少なく, 中心は春と秋である。とくに春はシラス, 年によってはキビナゴやイカナゴが加わって最盛期となる。3~5トンの漁船が漁獲の主要部分を占め, 沖合性の魚の割合が少ないだけに長崎県と比べて5~10トンの漁船の漁獲割合は小さい。無動力漁船は1950年代半ばになくなりつつあった。

2) 操業

表7を参照しながら, 1953年頃のおんこう網の操業状況を見よう¹⁷⁾。おんこう網 (バツシャ網) は, 長洲町に43隻, 河内村に2隻, 維和島および郡浦村方面に数隻ある。

表7 熊本県におけるおんこう網の漁期と対象魚種

【1953年頃】	
ハダラ: 12月下旬, 3月下旬	荒尾沖~長洲沖
チリメン: 2月下旬~3月下旬	荒尾沖~菊池川沖
	5月上旬~6月中旬 網田村沖
イカ: 4月上旬	"
タチウオ: 7月中旬~10月下旬	"
	7月中旬~8月中旬 菊池川沖~百貴沖
アミ: 10月上旬~11月下旬	荒尾~腹赤村沖
エビ: 9月上旬~11月下旬	"
【1994年】	
1~3月: ハダラ (サッパ)	
3~5月: シロウオ, チリメン (カタクチ稚魚)	
6~8月: タチウオ, マナガツオ, タイ, 甲イカ	
9~11月: エビ (主にシバエビ), アミ (アキアミ)	

資料: 上段は『熊本県の海面漁業 第一輯』(昭和29年2月, 農林省熊本統計事務所) 44ページ, 下段は『平成6年度 伝統的漁具漁法調査報告書』(平成7年3月, 熊本県水産振興課) 6ページ。

漁場は, 対象魚種, 漁期によって異なるが, 荒尾市~腹赤村沖, 宇土郡網田村沖, 水深は15~40尋である。漁場は熊本県内で, 県外への入漁は記されていない。

網目によって魚種が異なる。漁具は綿糸製で, すべてに脇網2枚 (網口のところに付けた漁獲物が逆行しないための返し網) がついている。魚用には網の中程にもう1つの返し網がついている。浮子竹と沈子・樫木の長さ (= 網口の幅) は11尋, 網の長さは50尋である。エビ用 (シバエビが主) の網は, 幅11尋, 長さ40尋, アミ用は幅10尋, 長さ38尋, チリメン用は脇網の先に長さ20尋のリング網 (線子網) を被せて, チリメンが外に逃げないようにしている。

操業は, 大潮時は昼夜の別なく, 一定の間隔をおいて船が

並ぶことがある。漁船は5~6トン, 電気着火式エンジン8馬力内外で, 3~4人が乗る。

時代が降って, 1994年のおんこう網は¹⁸⁾, 漁具は浮子竹は長さ18mの塩ビパイプ, 足間木 (沈子桁) は長さ18mの鉄パイプが使われ, 錨はステンレス製となっている。漁船は4~6トンで, 3~4人乗り。漁期は周年, 漁場は長洲沖である。

1953年頃と1994年のおんこう網の漁期と対象魚種をみると, 冬はハダラ (サッパ), 春はシラス, 夏はタチウオ, タイ, イカなどの魚類, 秋はエビ, アミを主体とする。対象魚種は, 昔と今日とほとんど変わっていない。漁場は狭くなっている。漁具の構造, 漁法に変化はないが, 漁具の材質が変わった。

3. 佐賀県のおんこう網漁業

1) 漁業許可と免許

漁業制度改革にともない, 1951年9月に佐賀県海面漁業調整規則が公布され, それまでの佐賀県漁業取締規則にとって代わった¹⁹⁾。許可漁業におんこう網の名はないが, 「共同漁業に該当する漁業の特例」(共同漁業に該当するが知事の許可が必要) におんこう網が入っている。

1952年7月, 有明海の漁業権が免許された際, 第二種共同漁業権に「荒目おんこう網」, 「エビおんこう網」の2種類が入っている。前年に線子網を「アミおんこう網」に改称したが, それは含まれていない。佐賀県と福岡県は入会漁場 (農林大臣管轄区) があるので, 制度の統一が進んでいるが, 「アミおんこう網」については両県の取扱いは異なっている。農林大臣管轄区の漁業権は, 同じ1952年7月に設定され, 第二種共同漁業権に「荒目おんこう網」, 「エビおんこう網」, 「アミおんこう網」を含めている。2種類のおんこう網の制限条件は, 漁業権管理委員会が操業定数を定める, 港湾内や河川の濠筋で操業する場合は船舶の運航を妨げないこと, の2点である。

1963年9月の漁業権切替にあたって, 「荒目おんこう網」, 「エビおんこう網」を知事許可に移すために共同漁業権から外れた。1970年6月に佐賀県漁業調整規則が改正された際, 許可漁業におんこう網が入っている。

1976年現在, 知事許可のおんこう網は41件 (隻) で, 六角川沿いの福富町漁協18隻, 芦刈漁協 (芦刈町) 12隻が多く, その他に東与賀町漁協 (佐賀市) 5隻, 南川副漁協 (川副町), 久保田町漁協, 白石町北明漁協, 竜王漁協 (有明町) が各1~2隻となっている²⁰⁾。

許可件数は, 1984年には25隻に減少している。2003年も25隻である。

2) 漁獲動向

表8は, 1950年代前半の佐賀県のおんこう網の漁協別統数と漁獲量を示したものである。1954・56年の統数 (隻数) は83隻, 56隻で, 前述 (表3などで) した隻数と異なるが, 佐賀県はおんこう網が盛んであったことは確認できる。1956年の従業者は173人 (1隻あたり3人余), うち専業漁業者は159人である。漁獲量も1950~52年が300トン台であったのに, 1953・54年は「農薬被害」で100トン台に低落している。

表8 佐賀県におけるあんこう網の漁協別統数と漁獲量

	統数		あんこう網漁獲量 トン				
	1954	1956	1950	1951	1952	1953	1954
計	83	56	361	321	319	193	132
新北村	1	1	0	1	2	1	1
南川副	1	4	6	5	-	0	-
西川副村	55	22	187	191	190	129	97
東与賀村	7	9	20	23	48	16	9
西与賀村	7	7	27	30	27	21	11
竜王村	1	1	-	-	-	-	0
浜町	7	7	90	45	35	19	12
大浦村	1	2	-	-	-	-	-
芦刈村	3	3	30	25	17	7	3

資料：前掲「長崎、佐賀、福岡、熊本四県農業被害状況各県別調査資料（昭和29年12月末現在）」、「農業被害漁業調査表」（佐賀県、昭和31年3月）。

あんこう網の中心地は西川副村漁協地区であり、その他には東与賀村、西与賀村、浜町（鹿島市）、南川副、芦刈村漁協地区などがあつた。漁船隻数の減少は西川副漁協地区で起こつたが、漁獲量の減少は他の漁業地でも同じであつた。あんこう網の地理分布は、戦前とも²¹⁾、上記の1976年ともあまり変わっていない。

佐賀県のあんこう網の隻数と漁獲量については、「佐賀農林水産統計年報」に1955～79年の統計がある。ところどころ、数値が欠けているが、1955～71年は隻数は2～7隻、漁獲量は40～90トン、1972～79年は隻数は11～27隻に増えたが、漁獲量は40～70トンと低迷している。表8と比べると、同一年度ではないが、この隻数、漁獲量は少なすぎる。統計はあんこう網漁業を正確に捉えているとはいえない。

漁船規模は、1971年までは3トン未満と3～5トンが相半ばしていたが、その後になると3トン未満がなくなり、3～5トンがほとんどで、一部に10～20トンの漁船も使われた。大型船はあんこう網のためというより、兼業業種、とくにノリ養殖の関係もあったとみられる。

漁獲物を魚類と水産動物に分けると、1971年までは魚類が中心であつたが、その後は両者がほぼ同じが水産動物の方が多くなっている。主要魚種は魚類はイカナゴの他はヒラメ・カレイ類、カタクチイワシなどがあるが、圧倒的に「その他魚類」が多い。水産動物ではシバエビと「その他エビ」がほとんどを占める。月別漁獲量は、冬場が少なく、夏場もやや少なく、春と秋が多い傾向にある。

3) 操業

1980年代半ばの小城郡のあんこう網の事例をみると²²⁾、網の全長は50m、網口の上部に浮子と桁の役割をする孟宗竹が、下部に沈子と桁の役割をする樫木が取り付けられてある。長さはいずれも17m。錨は樫木またはステンレス製である（図2参照）。

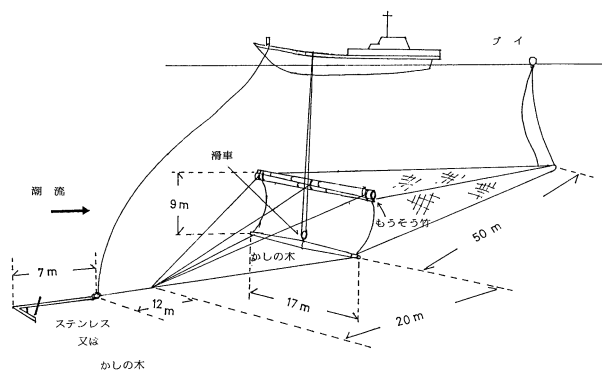


図2 あんこう網漁具図（1985年頃）

資料：『有明海における漁船漁業の振興に関する研究』（佐賀県有明水産試験場、昭和61年3月）26ページ。

漁期は3～12月で、主として大潮の落潮時に操業する。1ヶ月の操業日数は13～14日、ワラスボ、シタピラメ、エビ類などを1日平均約100kg漁獲する。

本漁業には「河口あんこう」、「沖あんこう」というように操業場所による呼称の違いがある²³⁾。漁場は六角川の河口沖8合の湾筋に集中しており、漁場が限られるので許可定数以下に抑えている。

敷網にはあんこう網、こうもり網、待網などがあるが²⁴⁾、あんこう網は許可漁業で、あんこう網類似のこうもり網や待網は漁業権漁業である。1992～96年の敷網の漁獲高は76～190トン、7,600～19,800万円で、1996年の有明海の総漁獲高に占める割合は1%と5%である。敷網漁獲高の大半はあんこう網によるものと推定され、そうするとあんこう網は前述の1970年代の漁獲量を維持したとみられる。

あんこう網の年齢別就業者数（1998年現在）は22人（隻数にすると6～10隻か）で、40歳台と50歳台がほとんどで、20

歳台と60歳台が1～2人。あんこう網類似のアミ線子網、こうもり網、待網に比べると、高齢者が少なく、労働が相当に過重であることが推定される。

あんこう網漁業の問題（佐賀県、福岡県）として、漁区が限られていて、漁獲量が少ない。そのために片手間操業となっていて、後継者も育たない。漁区の拡張を望んでいる。夏期のクラゲの大量入網で、網の破損や引き上げられないことがある。ゴミの入網、とくに大雨時の河口域がひどい、ことが指摘されている²⁵⁾。

4. 福岡県のあんこう網漁業

1) 漁業動向

1950年頃、あんこう網には、「沖あんこう網」と「たおうちあんこう網」があり、構造は同じで、規模の大小で呼び名が違った。「沖あんこう網」は網口の幅12尋、網の長さ50尋、「たおうちあんこう網」は網口の幅6尋、網の長さ18尋であった²⁶⁾。

あんこう網は、すべて沖端にあった²⁷⁾。対象魚種はサツパ、マナガツオ、グチで、漁期は4～11月である。佐賀県海域へ入漁したのは1隻。

戦前の1927年には「荒目あんこう網」が41隻、「エビあんこう網」が25隻、「アミアんこう網」が14隻あり、大半が沖端（柳川市）に集中していたが、1951年はあんこう網は11隻、従業者15人に衰退している²⁸⁾。戦後、朝鮮移住者は帰還したが、あんこう網はしていない。朝鮮海漁場を失ってあんこう網は著しく衰退し、「荒目あんこう網（沖あんこう網、大あんこう網）」は1隻のみとなった。

「荒目あんこう網」は、1隻、5人乗り、「エビあんこう網」と「アミアんこう網」（両者を小あんこう網ともいう）は12隻、各1～2人乗りが変わった。ともに第二種共同漁業権漁業（有共第1号）である。このように、1950年代初めには、「小あんこう網」中心に10隻余に衰退していた。

2) 操業

「大あんこう網」は4県入会漁場で操業した（共同漁業権設置以前）。5～7月は干満差が激しくて操業が難しく、タイ、マナガツオの流し刺網に変わる。流し刺網の4県入漁協定が進まず、とりわけ熊本県が他県船の入漁を排斥していて操業が不安定である。荒目あんこう網の経営体は、9月中旬～12月はあんこう網、3～4月はタコ壺、5～9月は流し刺網を組み合わせている。あんこう網は、昼夜4回操業である。兄弟2人と血縁者2人、計4人が従事し、配分方法は代分け制をとっている。

降って、1990年代初めのあんこう網は、網口が12尋、網の長さが52尋、浮子は孟宗竹、沈子はステンレスで、長さは12尋である。錨もステンレス製。沈子や錨がステンレス製に変わっている。漁船には滑車、サイドローラーが付いている²⁹⁾。

漁期は4～1月で、うち4～8月は河口、干潟、濤筋において昼間操業し、ウシノシタ（クチゾコ）、ワラスボ、ウナギを対象とする。9～1月はノリ養殖漁場の沖で夜間に操業し、シバエビを対象とする。アミの採取は記録されていない。1950年代に比べて、兼業種目が単調となり、操業回数も減っている。

5. 長崎県のあんこう網漁業

1) 漁業許可と免許

1949年12月現在、三会村（現島原市）の定置漁業権のなかにバツシャ網が22件、漁業会所有として登録されている。他の地域にはないし、許可漁業のなかにもバツシャ網はない³⁰⁾。

表9は、1952年、1954年、1960年の長崎県におけるあんこう網の許可件数を示したものである。全体の許可件数は、185隻142隻154隻と減少傾向にある。漁協によって増減があつて、島原市（三会村、島原市安中を含む）、大三東村（有明町）、多比良町（国見町）、深江村漁協が大きく減らし、反対に湯江村（有明町）、布津漁協（布津町）で増加した。1952年の漁船規模は平均4.1トン、8.0馬力であった。島原市のそれは小さいが、他の地域は3～5トン、7～9馬力で差はなかった。

表9 長崎県のあんこう網の許可件数

	1952年			1954年 件	1960年 件
	件	トン	馬力		
計	185	4.1	8.0	142	154
-----	-----	-----	-----	-----	-----
布津	25	5.0	8.2	28	38
深江村	44	3.4	7.7	17	17
島原市	16	2.2	4.8	12	12
島原市安中	-	-	-	-	2
三会村	9	3.4	8.4	8	-
大三東村	23	4.5	8.0	17	16
湯江村	38	3.8	8.0	33	52
多比良町	24	5.5	8.9	22	17
土黒村	6	7.0	7.5	3	2

資料：1952年は「管内水産業の現況とその振興策」（昭和27年）、1954年は前掲「長崎、佐賀、福岡、熊本四県農業被害状況各県別調査資料（昭和29年12月末現在）」、1960年は「昭和35年12月末現在 有明海における漁業一覧」（長崎県）。

1970年代以降の漁協別あんこう網の許可件数をみると、1980年代後半までは130件ほどあったが、その後急減し、2002年には53件となった。許可件数が多かったのは、有明町漁協、布津町漁協で、次いで国見町多比良漁協、深江町漁協、島原漁協であったが、その後、湾中部から先に件数が激減し、中心地の1つであった国見町多比良漁協も1990年代には許可がゼロとなった。有明町漁協の凋落も著しい。有明海南部（湾口部に近い）の深江町や布津町漁協は魚類への依存度が高いが、許可を引き続き保有している。許可件数の減少は、あんこう網の衰退だけでなく、兼業種目のノリ養殖、潜水器漁業が漁場の制限、資源の減少、漁業者の高齢化などで不振に陥り、漁業から離脱したことによる。また、許可件数がそのまま操業隻数というわけではない。

2) 漁獲動向

「長崎県農林水産統計年報」であんこう網漁業は、最盛期の1955～61年の期間、捉えられる。年により隻数や魚種の項目が変わったりして、不完全なことは他県の場合と同様である。操業隻数は150隻余、漁獲量は年次変動が極めて大きく、100～1,400トンの幅がある。魚類と水産動物ともに変動が大きい。

魚類が漁獲量の中心だが、主な魚種はカタクチイワシ、シラス、アジ類で、年次変動が大きい。その他にグチ類、イカナゴ、タチウオがあがっている。水産動物はイカ類とエビ類で、これも魚種ごとの変動が大きい。

動力漁船規模別の漁獲量をみると、10トン未満漁船での漁獲がほとんどで、3トン未満も少なく、主力は3～5トン、5～10トンである。当時、10トン以上の漁船はほとんどなかったし、今日でも外海に出漁する漁船以外は10トン未満である。

3) 操業

1950年代半ばの国見町多比良漁協のあんこう網漁業の操業をみてみよう³¹⁾。同地区は、長崎県におけるあんこう網の発祥地で、当時でもあんこう網は全漁獲高の9割を占める主力漁業であった。あんこう網の漁獲高は220～290トンで、周年操業だが、1～2月、6～7月が少なく、3～5月が多い。漁業権は、12漁協共有の南共第39号で、第二種にあんこう網が含まれている。

動力漁船24隻のうち23隻があんこう網漁船で、5トン未満が7隻、5～7トンが14隻、平均9馬力である。経営体は、あんこう網経営が22経営体で、1経営体が2隻を経営してい

る。あんこう網従業者で一本釣りを営む者もいる。

漁具は、「エビあんこう網」は網目が小さいので網地製品を継ぎ合わせて作る。長さは42尋（丸ずきは12尋）。「荒目あんこう網」は手すきで、長さは49尋（丸ずきは12尋）。シラス・イカナゴ対象の時は荒目網の2枚合わせと丸ずきをはずし、尻網（7尋）に付け替える。尻網の上に線子網を被せる。浮子は竹で、長さ11尋、沈子は樫木11尋と古鉄棒、錨は樫木で全長20尺である。ロクロは揚網時に、手動ウィンチは錨揚げの時、使用する。

漁船は4人乗り、5トン未満の漁船では3人乗りもある。潮の流れが変わって20～30分後に投網、4時間設置し、潮の流れが止まる1時間前に揚網する。新月、満月の前後7～8日、月間2潮の操業。シラス・イカナゴの時は1日4回、その他の時期は昼の引き潮を休む3回操業。1潮間は地元に戻らず、漁場に近い所に水揚げし、自宅に近ければ毎日帰港する。

分配方法は代分け制で、漁獲高 - (燃料費、食費、組合負担金、市場手数料) = 残額 ÷ (乗組員数 + 2口) とし、船主は船と漁具で2口、乗組員は1口づつとしている。

5年後の1963年頃と同漁協のあんこう網をみると、大きく衰退している³²⁾。漁獲高は、2～3月は30～40万円、4～6月は月10万円、7～12月は月5～10万円は良い方で、年収は50～60万円（昔は秋にシバエビが100万円ほど獲れたが、今は獲れない）。3～4人乗りで、人件費が所得を圧迫している。時期によって対象魚が異なるので、イカナゴ・シラス網、エビ網、アミ網、魚網を準備しなければならない。

表10は、1959年、1963年のあんこう網の漁期別、魚種別操

表10 国見町多比良漁協地区のあんこう網の月別主要魚種と漁場

<p>【1959年】</p> <p>エビは10月中旬～12月、太良・大浦から泉水海入口 タチウオは4～5月、9～11月、湯島北 シラスは4月末～6月末、多比良～長洲の沖合 イカは4月、タイは4～5月 イカナゴは1～3月、多比良から長洲にかけて広範囲 グチは周年、島原沖</p>
<p>【1963年】</p> <p>2～3月：4潮はイカナゴ、多比良～大牟田間、熊本県寄りに多い。初期は竹崎沖に数隻が出る。 4月下旬～7月上旬：シラス・エタレ（カタクチイワシ）。4月のシラス時期には多比良から長洲にかけて船が並ぶ。エタレは長崎県寄りに多い。 4～5月：マイカを多比良・湯江沖で漁獲、タイ・グチを目的に島原・布津沖に出る船もある。 7～8月：多比良・島原の沖でマナガツオ、グチ、サツパ、豆アジ。クラゲが多く操業困難なことが多い。 9～10月：泉水海近くでシラエビ、モチウオ（イボダイ）を目的とする 11～12月：ノリ養殖で休漁</p>

資料：上段は『有明海の漁業』（水産庁有明海漁業調整事務局、昭和35年3月）88、89ページ、下段は『有明海漁業調査報告書』（有明海漁業調査団、昭和39年3月）98ページ。

注：国見町多比良漁協は旧多比良町漁協。

業状況を示したものである。早春のイカナゴ、春のシラス、エタレ（カタクチイワシ）は多比良から大牟田、あるいは多比良から長洲にかけて、夏は魚類を狙って南に下り、秋にはシバエビを泉水海入口で獲るというローテーションである。1963年にはノリ養殖が入っているが、その期間は短く、早春のキビナゴ、イカナゴの漁況に左右されている。それだけ、長崎県のノリ養殖は規模が小さかった。

表7の熊本県の場合と比較すると、アミを漁獲していない、漁場は福岡県・大牟田、熊本県・長洲に入漁している、タチウオは1959年は湯島北で漁獲されたが、1963年には名前がでてこないことが特徴である。

表11は、1958年のあんこう網の起業費と経営収支を同漁協の例でみたものである。起業費は826千円で、漁船（5トン、10馬力）、漁網網、付属具などからなる。漁網は「エビあんこう」、「荒目あんこう」、「縹子網」の3種類を備える。ともに自分たちで編網する。1潮分の経費は、漁船が電気着火式かディーゼルかで違いますが、5千円前後で、燃料費と4人分の食費が中心である。

年間の収入（船主）は、1潮3万円の漁獲があり、これを船主を含めた乗組員4人（口）、それに漁船・漁具の2口を加えて6等分し、船主は自分の労働と漁船漁具の配分を合わせて3口を受ける。これを月2回、年間繰り返すと36万円になる。支出は漁船漁具の減価償却費、修繕費など112千円で、これを差し引くと純収益は248千円となる。ちなみに乗組員は12万円なので、船主所得はその2倍になる。あんこう網以外の収入があれば、これにプラスする。

1987年の状況を見ると、同漁協で許可所有は8人に減少している³³⁾。春先のイカナゴ、秋のエビ漁に出ているのは2隻に過ぎない。対象魚種は、表10と比べて、タチウオ（9～11月）、フグ（11～12月）が加わり、シラスが消えたことが変わっている。

漁具は、網口は長さ10尋、「もと網」（4枚はぎともいう。網4枚で長方形に、荒目）12尋、二枚もん（2枚はぎ、2枚合わせともいう。網2枚で円筒形に、中目）15尋、丸ずき（網1枚を円筒形に、縹子網で作る）を加えて、全長は魚用は50尋、エビ用は30～33尋である。シラス・イカナゴ用（直

表11 あんこう網の起業費と経営収支（1958年国見町多比良漁協の例）

起業費	826,550 円	
漁船	613,000	船体 5 トン 250,000、機関 10 馬力 350,000、艀 3,000、ウィンチとロクロ 10,000
漁網	85,000	エビあんこう製品 45,000、荒目綿糸 35,000、縹子網 5,000
網類	81,000	ワイヤー 7,000、マニラロープ 72,000、尻網 2,000
付属具	16,500	浮子 1,000、沈子 4,000、大錨 5,000、滑車 5,600、カーバイトランプ 1,500
編網費	26,000	エビあんこう網延べ 100 人 20,000、縹子網延べ 30 人 6,000
染料	550	
運転費（1潮分）5,100 円（電気着火の場合）、4,620 円（ディーゼルの場合）		
燃料費	1,910	
食費	2,900	4 人分
カーバイト	200	
漁具修繕費	200	
雑費	500	
年間収入 計 36 万円 1 潮平均 3 万円が上、経営者 15,000（3 万円 ÷ 6 × 3）× 月 2 回 × 12 月		
年間支出 111,950 円		
船償却費	耐用年数 10 年	61,300
漁網償却	＼ 7 年	16,000
網類償却	＼ 5 年	16,200
付属具償却	＼ 10 年	1,650
漁船補修費		6,000
漁具補修費		4,800
漁船漁具維持費		6,000
純益 248,050 円		

資料：前掲『有明海の漁業』（昭和35年3月）90～92ページ。

接、もと網に取り付ける。丸ずきの中線子を取り付けて他の魚やゴミが入らないようにする)は27尋である。

1988年の布津町の調査³⁴⁾では、近年、「張り竹」(浮子と沈子の2本の桁)がFRP製に、錨が樫木からステンレス製に変わった。網地は戦後、化繊糸が普及してナイロンとクレモナを使うようになったが、近年、魚捕部・袋尻(袋網の後端部分で、2枚合わせ、丸ずきと呼ぶ部分。身網は手すきで編網するが、この部分は市販の網を使用)はクレモナ(ポリエチレン)に変わった。ロープ類もクレモナである。

漁法は変わっていない。潮止まり時に漁場に到着し、錨を投入して船を固定する。潮の流れを真横に受けるように錨ロープを右舷中央に固定する。左舷に固定していた上下2本の張り竹(桁、18m)を滑車ロープを緩めて海面まで下ろし、袋尻に結んだ浮子竹を投入した後、魚捕部から順次投入する。網が張ったら、沈子桁を沈めて投網が完了する。錨ロープの固定場所を舷側から船首に変えて、船を潮に向かうようにする。揚網では、潮の流れを右舷に受けるように錨ロープの位置を変え、左舷から沈子桁に取り付けたロープをローラーで巻き上げ、浮子桁を海面まで浮き上がらせ、滑車を使って上下の「張り竹」を引き上げて、舷側に固定する。その後、袋網を船上に引き上げ、魚捕部を船上に取り込む。袋尻を縛った網を解いて漁獲物を取り出す。錨ロープを巻き上げ、錨を右舷側に取り込み、これで操業が終了する。

網入れは4時間だが、クラゲの多い時期には短縮する。操業は1日3～4回。大潮前後の7～8日間操業する。5～8トンの漁船に2～3人乗りで、省人化がみられる。

6. 聞き取り

あんこう網の経験者、あるいは現に操業している人からあんこう網の歴史、漁具漁法、操業方法、経営方法について聞き取りを行った(2005～06年)。

(1) 熊本県・河内町：S K氏

1926年生まれ。父はあんこう網漁業をしていた。1945年9月に復員して、父、兄弟とあんこう網、流し網(タチウオ、マナカツオ)、固定刺網(クチゾコ)などに従事。漁船は1943年に動力化した。8馬力の電気着火式エンジンであった。河内地区では動力漁船の最初。1952年に打瀬網専門の漁船(7～8トン)を広島から買い、12馬力の電気着火式エンジンをつけた。9～4月のはあんこう網、5～10月は打瀬網が基本。1952年にはノリ養殖を始めた。1960年であんこう網をやめた。やめた理由は、弟が就職したり、あるいは亡くなって人手不足になったこと、流し網が増えて固定刺網やあんこう網とトラブルを生じたこと、ノリ養殖が本格化したことである。魚は獲れていたのに、不漁が理由ではない。漁網は天草の維和島のエビ養殖業者に餌(アミ)を売っていた関係でその人にあげた。あんこう網をやめて、打瀬網とノリ養殖だけになった。打瀬網(クルマエビ、アカヤマエビ、クチゾコ)をやめたのは1985年頃。

あんこう網は、綿糸網だけで、ナイロン網の経験はない。

網染めは柿渋であったが、1952・53年からカッチも使うようになった。浮子は孟宗竹、沈子は樫木とその両端に鉄棒で作った。漁網は荒目とアミ(サザレ)の2種類であった。

漁具と漁期は、荒目あんこうは4～8月、アミがないと10月まで。4～5月はマナカツオ、5～7月は長洲前でシラコ(マイワシの仔)、7～8月は湯島北でタチウオを対象とした。長洲には乾燥場(天日乾燥)があり、加工業者(問屋でもあった)に販売した。加工業者は5～6業者いた。そこへ魚も水揚げした。魚は漁協市場にも揚げた。アミ(サザレ)用は線子網だけを使う。荒目と網口は同じだが、長さはやや短い。長洲や荒尾の前で8～10月に操業。柳川や佐賀から水温が下がると南下して網田(宇土市)に至るが、長洲沖は9月上旬～11月が漁期となる。1月下旬になると登りアミとなる。その時、小目(小さい網目)で獲る(4月上旬まで)。

操業は、小潮の時は休み。1日の操業回数は、魚、アミ、シラコともに2回が多い。多比良へ落ちエビ(シラエビ)を獲りに行った。12月中旬～1月、佐賀、福岡から下り、時化の時に獲れる。有明各地から漁船が集中する。長洲に運んだり、買い船に売ったり。買い船はイリコの時にも来た。イリコはイワシ仔が中心で煮干しにした。

(2) 佐賀県芦刈町：J T氏

1943年、朝鮮の馬山生まれ。父は船乗り・漁業、木浦であんこう網をした。祖父は佐賀県太良町出身である。17歳に祖父の出身地の竹崎(太良町)で潜水の稽古をし(2～3ヶ月)、2シーズンをそこで暮らし、3シーズン目は芦刈で潜った。1963年にノリ養殖を始めた。その他の時期は刺網、あんこう網などを行った。父があんこう網を広めた。1973年に親から独立した。漁業は同じ。あんこう網は1968年から現在まで自分中心でやっている。

現在のあんこう網は、漁期は3月～10月半ば、落ちエビがとれると11月末まで。農区(農林水産大臣管轄区)は落ちエビがとれると11月、12月に入漁する。

船は4.6トンと4.9トンの2隻、どちらもあんこう網ができる設備がある。1人で操業することもあるが、大抵は息子と2～3人で操業する。

網は2種類持っている。網の長さは33尋で同じ。網口は河口で操業する場合は7.5m、沖で操業する場合は12mのものを使う。漁具は5～6年前に買い換えた。桁は孟宗竹からグラスファイバー、樫木からステンレス(随時重りをつける)にした。錨は10年前に樫木からステンレスにした。

操業時期は大潮の引き潮、満ち潮の両方。昼(秋のシバエビは夜)操業。月に多くて20日、平均2週間。河口ではシラタエビ、ワラスボ、エツの仔、イカゴ(ベイカ)、沖合ではシバエビ、ベイカ、クチゾコ、クラゲが獲れる。沖といっても干潮時の水深は3～6mしかない。大潮の時は沖へ、中潮の時は河口へ。河口で操業する方が多い。小潮の時は休む。息子はアカガイ、アカエイ延縄に従事している。アミは獲れない(昔は獲っていたようだ)、獲れても売れない(アミ漬は塩辛く、現代に合わない)。

芦刈で許可は7隻あるが、実際に操業しているのは6隻。

いづれもノリ養殖と兼業である。諫早干拓事業以後、ワラスボ、ベイカが減った。かわりにスズキの仔が増えた。ナルトビエイも増えた。

あんこう網1ヶ月の水揚げは50万円ほど。エビは船間の生簀に活かして、車で佐賀魚市、たまに柳川へ持って行く。ワラスボは自家加工して直販所で販売、クチゾコ、ベイカは氷蔵して、量が少なければ直販所で販売する。1962年頃まで漁協の魚市場があった。

(3) 佐賀県鹿島市：KM氏

1936年生まれ。現在の操業は、9～3月はノリ養殖、3～6月は長柄ジョレン、船曳網でモガイ、7月～9月半ばはあんこう網でイカゴとシバエビを獲る。息子夫婦と一緒に操業する。イカゴは金にならない、金額としてはシバエビが中心。ともに鹿島魚市場や自分で販売する。ワラスボは諫早湾堤防締め切りで海の濁りがなくなって獲れなくなった。4～9月、自家乾燥して販売していた。収入が多かった。シバエビも堤防締め切りで漁場が変化した。11月末～12月、ノリ養殖の合間に獲りに行った。金になった。1日で500～1,000kgも獲れた。漁場が2箇所あって大浦(太良町)前と大牟田前、今は大浦前は獲れなくなった。シバエビは天ぷら用、昔は築地へ送っていた(商人の手を経て貨車で)。アミは昔はたくさん獲れた。旧6月16日からアミ獲り、8月まで。

あんこう網は予備網を含め同じ網を2統もっている。網口の幅は17m、長さは50m。返しはついていない。浮子は6年前から竹からグラスファイバーに、沈子も樫木は12年前まで、その後ステンレスのパイプになり、2年前からグラスファイバーにした。錨は12年前に樫木からステンレスにした。

船は4.97トン、220馬力、減速機にローラーがついている。ロクロは使ったことがない(佐賀では使わない)。

1951年、15歳から漁業に従事した。カキ養殖専業である。父は戦前からカキ養殖だけをしてきた。カキは4月で終わるので夏はアミ獲りをした。4月になるとゴアミが獲れるが、それは農家の肥料用。カキは天然で、竹を挿しておくそれにつく。台風でカキ床が崩れて後、ほとんど獲れなくなった。ノリ養殖種苗が人工的にできるということで試験し、3年後の1953年にノリ養殖に転換した。夏場は線子網でアミ獲り(1951年頃から)。線子網はあんこう網とはいわない。提灯線子という三角形の網(長さ7～8m、杭に一本のロープで結ぶ、12本を並べた、引き潮時が主、鹿島市では4人だけ)である。5～6月には、長柄ジョレンの許可がなかったが、アゲマキガイやモガイを獲った。

1980年頃からあんこう網を始めた。アミが売れなくなった。夏場の仕事として芦刈の人がワラスボを獲っていたのでそれを真似た。この地区にはあんこう網をしている人はいない。竜王地区に1人いるだけ。他は佐賀東部の人。知事許可漁業で、許可条件は周年、漁場は佐賀有明及び農区となっている。

(4) 長崎県国見町：TK氏

1934年、多比良村生まれ。父はバツシャ網漁業を行っていた。1948年に漁業就業、バツシャ網船に乗った。5トン位の

漁船で、電気着火式エンジン、4人乗りであった。3～4月はイカナゴ、4～5月は魚用の網でイカ(クロイカ、モウゴウイカの小さいツツイカ)、6～7月はタイ、マナガツオ、タチウオ、エイを国見地先で、8～9月はタチウオを湯島周辺で、10～12月はエビ網を用いてシラエビ(シバエビ)を地先で漁獲する。1～2月はあんこう網は休み、1960年頃からノリ養殖に従事した。

大潮時、長くて1週間、月2潮の操業で、小潮時は網修理。バツシャ網専業だった。イカナゴは煮干し、佃煮にする。加工経営はバツシャ網経営とは別の人だが、加工業者のバツシャ網もあった。魚は、島原、大牟田の魚市場へ、シラエビは地元問屋へ水揚げし、関東、関西送りとなった。

1日4回操業、イリコの場合は1日2回昼、夜は混じり目のがあるので操業しない。1回3時間操業、網入れは15分。漁が終わるとロクロで巻き上げ、沈子の樫木、次いで網を揚げる。袋網は30m、線子網は20m位。分配方法は3人の時は、5人で割って船と網がそれぞれ1人前、乗組員は1人前づつとする。

終戦直後はよく獲れた、シラエビが獲れば生活は良かった。多比良町には20隻ほどのバツシャ網(知事許可)があった。シラエビは泉水海、大牟田、大浦(太良町)前と漁場が決まっていた。1970年代後半には入漁できなくなった。

1979年までバツシャ網をした。最後は3人乗り、ディーゼル漁船で、ローラー付き。国見町多比良漁協からバツシャ網がなくなったのは1988年のこと。ノリ養殖を1960～85年の期間やった。バツシャ網をやめてしばらく刺網をした。バツシャ網をやめた理由は、ノリ養殖が盛んになって人数が揃わなくなった、入漁が難しくなったため。

(5) 長崎県国見町：TT氏

1929年、多比良町生まれ。父はバツシャ網経営。1945年、初めて漁業に就いた。バツシャ網で漁船は5.6トン、電気着火式エンジン8馬力の木造船。3～4人乗りであった。歩合は3人乗りの場合は4人前で割り、船主は1人前とする。

1950～55年のバツシャ網は多比良町で28隻、戦後始めた人が8人、8隻。2隻所有が2人いた。兼業者は少なく5～6隻であろう。1～2月は休み、漁の準備にあてる。

1960年まで兄弟3人ともバツシャ網をした。その後はノリ養殖とキス刺網に転換した。1950年に父が死に、船主になった。漁業を辞めたのは1965年。ノリ養殖だけは体調を壊す1983年まで続けた。夏場はアルバイト(トラック輸送)などをしながら。潜水器漁業を1960年までの5～6年間やった。4人乗りで船主であった。バツシャ船を使った。弟が潜水した。

シラス(カタクチイワシ)は4～6月初旬、1日4回操業。場所は移動する、共同漁業権内(特定海域=佐賀県との入会海域)、沖は長洲沖、漁場まで1時間かかる。長洲の問屋が運搬船(買い船)を出して買いに来た。買い船は各地から来た。大潮の7～10日は出ずっぱり、大潮が終わったら準備、修理で次に備える。問屋(加工販売をする)は4軒で専業、全て買い船を出した。鮮魚問屋もある。他町から魚を買いに

来た。有明町のタコを買い付けていた。バツシャ船が各問屋に振り分けられた。

イカナゴの時期は2～3月で、加工は佃煮、一次加工して二次加工は他に売る。小さいのは煮干しにした。操業は1日4回から2回に減った。1953年頃からシラスが獲れず、イカナゴだけになった。買い船も減った。夜は混じりものがあるので昼操業。問屋も儲からず、加工をやめて鮮魚扱いになった。バツシャ網が廃れたのは入漁が難しくなったことも一因。島原で入漁許可についての話し合いがあった。昔はバツシャ網に限って有明一帯の操業が認められていた。多比良の許可も戦後当初は有明海一帯であった。海上保安庁もバツシャ網については喧しくはなかった。

シラエビ(シバエビ)の漁期は10月中旬～12月。10月は長洲沖、11月は瑞穂沖、大浦沖、さらに多比良沖、最後は特定海域だけになって終了。4人で揚げられないほど1回で800kgを獲ったことがある。1日4回水揚げ。寒くなると夜の2回、夕方と朝方の満ち潮時、漁場を往復した。佐賀や柳川から問屋が現金で買いつけに来ていた。地元水揚げが問屋売りかである。

1953年、小型漁船(3～4トン)に変えた。木造のディーゼル6馬力船で、3人が乗った。ロクロと自動巻きあげ機を使った。氷は昔から夏場だけに使用、水揚げ地で購入した。多比良漁協は油は購買部で扱っているが、氷は売っていない。

綿糸網をずっと使った。月2回、柿渋で網染め、自分で網を仕立てた。荒目あんこう網は魚用、エビあんこう網はエビ用。エビ網は網目が細かく、長さは23～25尋、荒目網は全長が50尋、もと網は25尋。イカナゴとシラスは線子網(丸ずき)で長さは15～18尋、予備網をそれぞれ持っている。荒目は3張、エビ網は1張持った。

(6) 長崎県深江町：K S氏

1911年、深江生まれ。父はタコ壺、かし網などの小漁業をしていた。15歳(1927年)から小漁業に従事。19歳ごろから4年間(1930～35年頃)、朝鮮海出漁をした。戦後、中古船を買ってバツシャ網をした。バツシャ網用の船ではない。肩幅が7尺、長さ8尋、エンジンは電気着火式7馬力で、小船と共用(付け替え)した。3人乗り。漁況をみながら他の漁業と組み合わせた。深江町では10隻ほどがバツシャ網をした。網の規模は朝鮮海出漁と同じだが、網糸は朝鮮海は流れが早いので太かった。夏はタコ壺、それからかし網。イカナゴは多比良沖で漁獲、漁期は2～3月、イカが獲れるまで出漁した。漁獲物は地元の間屋に売ることが多いが、多比良や大三東(有明町)で売ることもあった。タチウオは湯島方面へ獲りに行った。そこは流れが速い。深江町漁協に水揚げした。バツシャ網でエビはとっていない。バツシャ網をしたのは4～5年間(1945～50年、35～40歳)。やめたのはタチウオが獲れなくなったため。

その後は小漁業、タコ壺-げんしき網-クツゾコ刺網(冬)-イカかご(2月)-クツゾコ刺網(梅雨)といったサイクルで操業した。ノリ養殖も5～6年(1960～65年)やった、次にヒラメ刺網(冬)をした。

怪我をして70歳で漁業を引退した。

(7) 長崎県深江町：S H氏

1936年、深江生まれ。父は延縄で半年ほど外海(平戸、五島方面)へ出ていた。延縄が不漁でバツシャ網に切り替えた。16歳(1952年)から漁業に従事、父の船に乗って春～夏は外海へ出漁、冬は有明海で延縄をした。30歳位でやめてイカかご、タコ壺に切り替えた。35～45歳の期間、船を2隻持っていた。1隻はバツシャ専用船で、5トン、30馬力。兄弟と雇用1名の3名が従事した。タチウオやフグが獲れていた。とくにタチウオ、多いと1日に100～150箱も獲れた。もう1隻は刺網やイカかごをする小船。7～8月はフグ(クサフグ)を地先沖で、9月は湯島でタチウオ、春はマナガツオなどを対象にした。ともに1日2回操業。

潮が変化して1時間後に網入れ、4時間して揚げる。冬は突風が困った。イカナゴやエビは獲っていない。魚が多いと聞くと出漁する形。1952～53年のバツシャ網は深江町で25～30隻あった。アミを長洲沖で漁獲し、深江の間屋に売った。問屋は運搬船を出した。4斗樽に塩漬けして貨車で送っていた。その他、クロイカ(シリヤケイカ)が獲れた。しかし、獲れなくなってやめた。雑魚が多く金にならない。水揚げから経費(燃料費、手数料、食費)を引いて3人乗りなら5等分する。氷は無料だった。網は尻すけで細網(線子網)を付けたりする。予備網として2張持つ。自分で仕立てる、ナイロン網であった。浮子は竹、沈子は樫木に鉄棒。ロクロはない。エンジンでローラーを回す、それで錨も引き揚げる。

小潮の時は他の漁業をした。2～5月はイカかご、7～9月はタコかご、10月からはキス流し網、げんしき網、11月初旬からタイ、12～1月はヒラメを狙う。ノリ養殖は1964～84年(28～48歳)の20年位行った。

(8) 長崎県有明町：H S氏

1929年、湯江村生まれ。父はバツシャ網経営。1944年に漁業を始めた。父のバツシャ網船に3年乗った。4トン、電気着火式エンジン8馬力の船に3人乗り。分配は5等分して船と漁具に1人前づつ分ける。湯江では24～25隻が従事していた。

2隻持ちになった。本人が船長で、3人乗り。カニかごやイダコ漁をした。バツシャ網の最後は1973年頃。その後、55歳(1984年)の時、1年だけエビを獲った。ノリ養殖もした。場所が狭く、崎戸(外海の崎戸町)まで網を張りに行った。バツシャ網をやめて潜水器漁業に移った。潜水器漁業は30～43歳の時、10～5月のタイラギを目的とする。

漁船の遍歴についていうと、最初は19歳の時でディ-ゼル6馬力、次は8馬力、16馬力、36馬力(以上、木造船)、そして現在の70馬力となった。機械まき揚げは最後の5～6年、それも錨を揚げるためであって、後で網も揚げるようになった。

漁期は、1月はシロイオ(カンタレ、シラス)、2月はハダラ(サツバ。ママカリともいう)、2月下旬～3月はイカナゴ、4～5月はシラス(マイワシ)、イカ(クロイカ)、4

月～6月上旬はタレ(カタクチイワシ)、梅雨時はバツシャ網は休み(綿糸網なので乾燥しないため)でかし網でタイ、マナガツオなどを獲る。7～8月はバツシャ網は休み(漁獲が少ない、網が痛む、出漁する人もいる)、タコ漁でマダコ、イダコを獲る。9月上旬からタチウオ、マナガツオ、アカヤマエビ、クルマエビ、11～12月はハダラ、エビ、11月下旬～12月はシラエビ(マエビともいう)を獲る。

シラスとイカナゴは加工。漁場は湯江地先や特定海域で、1日4回操業。問屋が買い船を出す。長洲の問屋からも買いに来た。買い船が来ない時は問屋に水揚げ(長洲にも)した。佃煮はこの地方では作らない。父の時代は半年はシラスであった。

鮮魚は、大牟田市場出荷が多い。長洲、荒尾、柳川、多いときは地元にも水揚げした。湯島はタチウオやクロイカ(1日4回)が獲れ、三角や島原に水揚げした。魚の場合は大潮の1週間、泊まり込みであった。

漁具は、小潮時は網の修理と網染めをする。材料は柿渋(10年間、竹崎-佐賀県太良町へ買いに行った)からカッチに変わった。ナイロン網が入ってきたのは1965年頃で、5～6年使った。浮子にパイプを使ったのはナイロン網の1～2年後、価格は30万円、沈子は鉄を巻いた樫木であった。

荒目網は全長50尋で、もと網25尋、2枚もん、丸ずきが25尋である。線子網はシラス用で長さ20尋、網口は幅11尋、高さ14尋。エビあんこう網は全長40尋で、もと網、線子網とはいわない、網口の幅は11尋。アミ用は線子網を使用、網口は幅8尋。秋口～正月過ぎの小潮時、地先や荒尾、玉名沖で操業した。予備網は人によって違うが、エビは3張、アミは1張(時期が短い)、荒目は3～5張備える。

バツシャ網の衰退の原因は、若者の頑張りがなくなったこと(夜、泊まりで出かけない)、今でも獲れるだろうが。現在、網を持つのは数名。だが、操業はしていない。

(9) 長崎県有明町:MY氏

1929年生まれ。1989年まで潜水器漁業をして、息子に交替した。43～45歳(1972～74年)の2年間、バツシャ網をした。4.9トンのFRP漁船、ヤンマーの70馬力で、乗組員は3人であった。

シラエビ(マエビ)は、夏でも獲れるが量は少ない、11月下旬～12月にまとまって獲れる。漁場は神代(国見町)前、泉水海入口、大牟田港前。量が少ないと1日1回、多いと近くの港に水揚げ、地元ではM水産に水揚げした。

7. 要 約

戦後、有明海のあんこう網は、朝鮮海出漁を失い、限られた漁場で周年操業をする小規模漁業に再編成しながら、一方で食糧難やインフレの亢進、就業難のもとで生産性の高い漁業として急速に回復し、1950年代の10年間、最盛期を形成した。

しかし、1960年代の高度経済成長期には、資源の減少、ノリ養殖への転換、労働力不足のために、一転、急速な衰退の

道を辿る。その後も漁船漁業からの離脱が続き、あんこう網はノリ養殖などの兼業種目として命脈を保っているに過ぎない。あんこう網の衰退と同時に、イカナゴ、シラス、アミ、煮干しなどの加工問屋も衰退していった。

県別では、長崎県が最も盛んで、次いで熊本県と佐賀県が並び、福岡県は低い。魚種構成では、湾奥部に位置する佐賀県と福岡県は水産動物の割合が比較的高く、湾中央～湾口部に位置する長崎県と熊本県は沖合性の魚種の割合が比較的高いといった特徴がある。だが、有明海4県のあんこう網の統数、漁獲動向は一樣ではない。漁業者は、対象魚種に応じて魚類用、エビ用、シラス用、アミ用の漁具をもち、それらを組み合わせて周年操業体制を組み立てている。

こうしたあんこう網の盛衰に照応して、関係資料、統計の多少が違って、一貫した記述を困難にしている。戦後5年間ほどは、あんこう網についての漁船の建造、漁業用資材の配給、漁獲物の利用配分、流通過程はまったくわかっていない。1950年代の最盛期の状況は、かなり詳しく記録されているが、1960年代以降になると、資料、統計は再びまばらとなり、全体状況の把握も困難になる。

最盛期の1950年代のあんこう網は、約400隻、その従事者は1隻3人乗りとすると約1,200人、漁獲量は1,100～1,900トンであった。今日、操業しているあんこう網は10隻余である。統計でみると、2004年のあんこう網が含まれていると思われる「その他敷網」の漁労体数は佐賀有明61、長崎有明4、その漁獲量は佐賀有明は数値未公表、長崎有明は23トンである。有明海全体の魚種別漁獲量では、カタクチイワシ、シラス、イカナゴ、タチウオのいずれも20トン未満だし、「その他エビ類」は288トンの漁獲があるが、オキアミ類の漁獲はない³⁹⁾。往時の盛況は語り種となっている。

あんこう網は、その開発以来、漁具の構造、漁法はほとんど変わっておらず、漁場が有明海であるので、対象魚種、漁期も基本的には変わっていない。とはいえ、いくつか変化した点がある。その1つは漁具の材料の変化である。1950年代末から綿糸網が化学繊維網となり、耐久性、強靱性が増し、軽量化にもつながったし、網の乾燥、網染めの手間が省けるようになった。同時期にロープ類もクレモナ製に変わった。また、1980年代末から浮子、沈子、錨が竹、樫木製から塩ビパイプ、ステンレス製に変わった。生産性には直接、関係しないだけに、こちらは転換時期が遅い。

漁船は、戦後数年間のうちに動力化が一巡した。わずか10馬力未満からの出発であったが、漁具や錨の巻き上げ、漁獲物の運搬に貢献した。漁獲物の運搬では、加工仕向けの場合は、問屋(加工業者)からの沖買いがあったが、その他の漁期や鮮魚向けでは市場・問屋や漁場との往復で、動力漁船は必需であった。運用漁法ではないのにも拘わらず、漁獲物の鮮度が重視され、また生産性が高いことから動力漁船の普及は早かったといえよう。

あんこう網の分配方法は常に代分け制で、漁船・漁具を各1人前とする他、乗組員数で割った。

漁場制度は、1951・52年の漁業制度改革で沖合に共同漁業権が設定され、自由な入会漁場が消滅して、大きな転機をな

した。打瀬網の動力化と漁場拡大によって、熊本県沖合は長崎県島原、熊本天草、佐賀県からの入漁船によって小型底曳網、無動力打瀬網、げんしき網船がひしめくようになり、これにあんこう網が加わった。長崎県を除く3県は「五ポイント計画」に合わせて小型底曳網の全廃を決めたが、長崎県は漸減方針だったことから、熊本県はその自衛手段として共同漁業権を沖合まで拡大免許したことがきっかけである³⁷⁾。

共同漁業権を沖合にまで設定することで、小型底曳網やあんこう網による能率漁法の制限、排除を企てたが、それは県と県の間で漁業権の境界をめぐる対立、入漁権をめぐる対立につながった。こうしたなかで、あんこう網の「入漁」は暗黙の形で進められた。入漁協定を結んだ場合も、資源の減少、漁獲の減少で、入漁協定は形骸化し、期間延長手続きもとられなくなった。

あんこう網は、潮流によって流れてくる魚介類を待ち受けて採捕する省エネ漁法である。選択的漁法ではないので、歓迎すべからざるゴミやクラゲを取り込むこともあるし、他方で遊泳力の乏しい幼稚魚、小型魚、水産動物を対象とするので、資源の乱獲を招くという性格をもっている。あんこう網の統数は往時に比べればはるかに減少して、資源乱獲の恐れは弱まったが、かといって資源が回復しているわけではない。

あんこう網は、漁船と労働力の面ではノリ養殖と共通しており、ノリ養殖の兼業種目として定着している。とくに、ノリ養殖の規模拡大に対応して協業化を進めたところでは、漁船の大型化や労働力の充実で、あんこう網との兼業の可能性が増加した。また、あんこう網の省人化も進んでおり、家族経営での着業も可能となっているし、省エネ漁法という特性が見直される可能性もある。しかし、漁獲物の需要も変化していて、アミやワラスポなどは特産品としては注目されるが、需要は減少しており、あんこう網をめぐる経営状況は不透明なままである。

注

- 1) 金大永・片岡千賀之「近海あんこう網漁業の発展過程及び再編方向に関する研究」『水産経営論集 第27巻第2号』(1996年、ハングル) 65～82ページ、近海鮫鱈網水産業協同組合の聞き取り(2004年)。
- 2) 水産庁有明海漁業調整事務局『有明海水産要報』(昭和34年3月) 49～73ページ。
- 3) 『有明海の漁業』(九州漁業調整事務所、平成2年12月) 41、42ページ。
- 4) 『昭和33年度 有明海漁業対策研究』(水産研究会、昭和34年3月) 78～79ページ。
- 5) 前掲『有明海水産要報』127～133ページ。
- 6) 前掲『有明海の漁業』(平成2年12月) 135、136ページ。
- 7) 前掲『昭和33年度 有明海漁業対策研究』77ページ。
- 8) 前掲『有明海水産要報』133～136ページ。
- 9) 前掲『有明海の漁業』(平成2年12月) 136～138ページ、『漁連史 佐賀県有明海漁連のあゆみ』(同会、昭和60年) 70～77ページ。
- 10) 『長崎、佐賀、福岡、熊本四県農業被害状況県別調査資料 昭和29年12月現在』(水産庁有明海漁業調整事務局)。
- 11) 水産庁有明海漁業調整事務局(現有明海漁業調整事務所)資料
- 12) 同上。
- 13) 『有明海漁業調査報告書(中間報告)』(有明海漁業調査団、昭和38年3月) 33、34ページ。
- 14) 前掲『有明海水産要報』138～142ページ。
- 15) 『熊本県の水産 平成5年、15年』
- 16) 1950年当時の長洲町の漁船は195隻で、うち無動力漁船が112隻、動力漁船が5トン未満が64隻、5トン以上が19隻であった。地区漁協は長洲町漁協が105人、長洲町第一漁協が132人(いずれも正組合員のみ)であったが、1964年に長洲漁協となり、組合員は274人に増えている。『熊本県の水産要覧 昭和25年版』55、92ページ。
- 17) 『熊本県の海面漁業 第一輯』(昭和29年2月、農林省熊本統計張事務所) 41～44ページ。
- 18) 『平成6年度 伝統的漁具漁法調査報告書』(平成7年3月、熊本県水産振興課) 5、6ページ。
- 19) 佐賀県漁業調整委員会史編纂委員会『佐賀県漁業調整委員会史』(佐賀県、平成10年3月) 50～52、58、515～518、526、649、650ページ。
- 20) 『昭和51年度 佐賀県水産業の動向』(佐賀県農業水産部漁政課)
- 21) 佐賀県からのあんこう網の朝鮮海出漁は、1926年は82隻であったが、出漁母村は浜町24隻、西与賀村20隻、西川副村18隻、芦刈村17隻、東与賀村3隻であった。『水産要覧 昭和6年12月』(佐賀県内務部、昭和7年3月) 41ページ。
- 22) 佐賀県有明水産試験場『有明海特産魚介類漁業の振興に関する研究』(昭和60年3月) 13～15ページ。
- 23) 『有明海における漁船漁業の振興に関する研究』(佐賀県有明水産試験場、昭和61年3月) 8ページ。
- 24) 『佐賀県複合的資源管理型漁業活動方針及び活動計画』(佐賀県水産局、平成11年6月) 7、8、11ページ。
- 25) 山口佐知子『有明海アッコウ網漁業の現状と将来の展望』(平成13年度長崎大学水産学部卒業論文)
- 26) 『有明海浅海漁具図譜』(福岡県有明水産試験場、昭和26年3月) ページなし。
- 27) 三井田恒博『近代福岡県漁業史』(海鳥社、2006年) 809～813ページ。
- 28) 水産庁漁業調整第一課『漁場利用基本形態調査報告 No.11』(1952年11月) 98～105ページ。
- 29) 『福岡県の漁具・漁法』(福岡県水産林務部漁政課、平成3年3月) 88、89ページ。
- 30) 『長崎県水産業大観』(長崎民友新聞社、昭和25年) 335ページ。
- 31) 『有明海の漁業』(水産庁有明海漁業調整事務局、昭和35年3月) 63～68、80～93ページ。
- 32) 『有明海漁業調査報告書』(有明海漁業調査団、昭和39年3月) 98、99ページ。

- 33) 『中尾勘悟写真集 有明海の魚』(1989年7月) 26, 27ページ。あんこう網の写真は大変貴重である。本書で網の全長を魚用は77尋, エビ用は55尋としているが, 誤りであろう。
- 34) 『長崎県の漁具・漁法』(長崎県総合水産試験場, 平成14年3月) 195~198ページ。
- 35) 金田禎之『日本漁具・漁法図説 増補二訂版』(成山堂書店, 平成17年) 265~267ページには, 長崎県のあんこう網が出ている。漁具について補足しておくとして, 網は上下網, はすわ(2枚), 2枚合わせ, 丸ずきの4つの部分からなり, 上下網とはすわが身網に, 2枚合わせが魚捕部に, 丸ずきが袋尻(尻網)にあたる。浮子は孟宗竹を2本を括りあわせて16~17mのものとする。沈子は榎木の丸太を3本連結して浮子と同じ長さとし, これに古鉄の棒などを100kg前後重りとして取り付ける。錨には榎木製の全長7m位の独特のものを使う。地域によって呼び名は違うが, 漁具の構造, 漁法はほとんど同じである。
- 36) 九州農政局統計部『平成16年 東シナ海地域及び九州における漁業動向』(九州農林統計協会協議会)。
- 37) 前掲『昭和33年度 有明海漁業対策研究』50~87ページ。「五ポイント計画」とは, ディスインフレ政策で漁業経営の危機が進行したのに対し, GHQ天然資源局が1952年2月に発表した「日本沿岸漁民の直面している経済的危機とその解決策としての五ポイント」のことである。そこで乱獲漁業の小型底曳網漁業などの減船, 資源保護規則の整備, 漁業取締の強化, 漁民収益の増加, 健全融資計画の樹立をあげた。

